

市報

おおいた

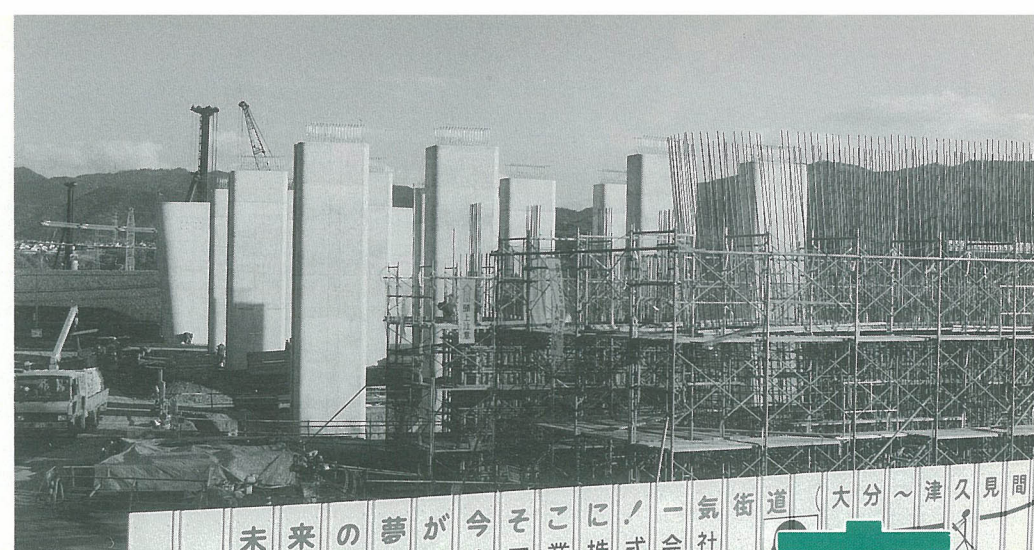
8.2.1

No. 1190

氷点下の世界

特集

- ✧ 市の財政事情……………2～3
- ✧ 市県民税の申告は3月15日までに…4～5
- ✧ 町や家を分かりやすく……………6～7



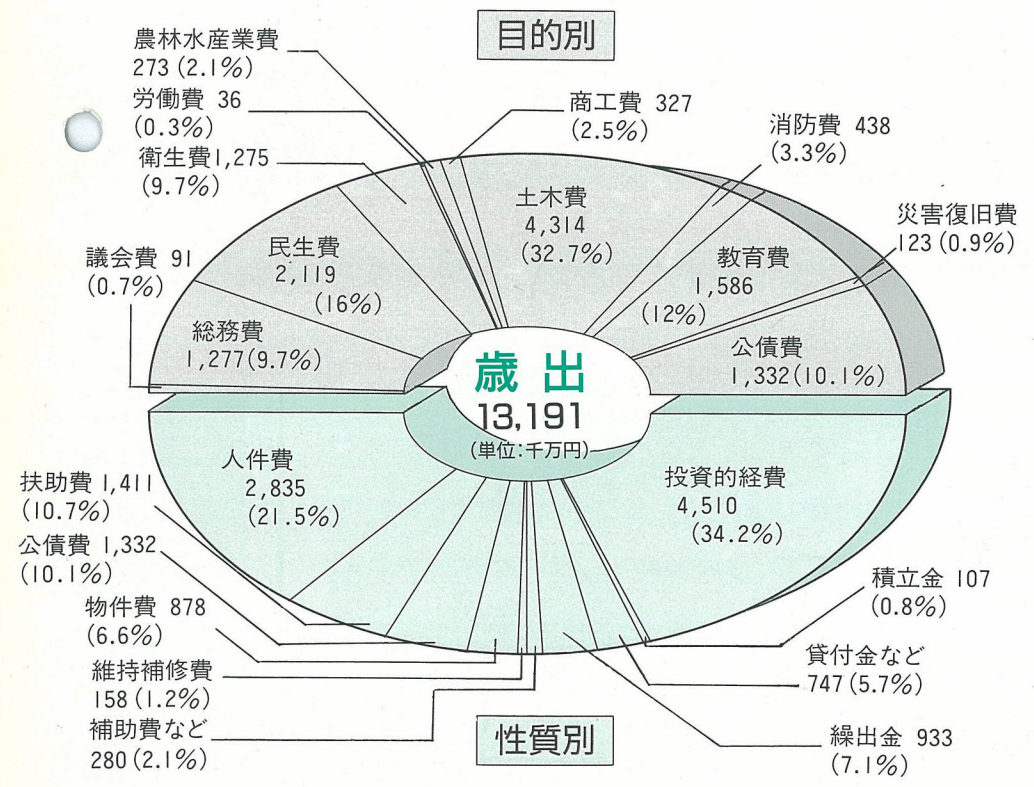
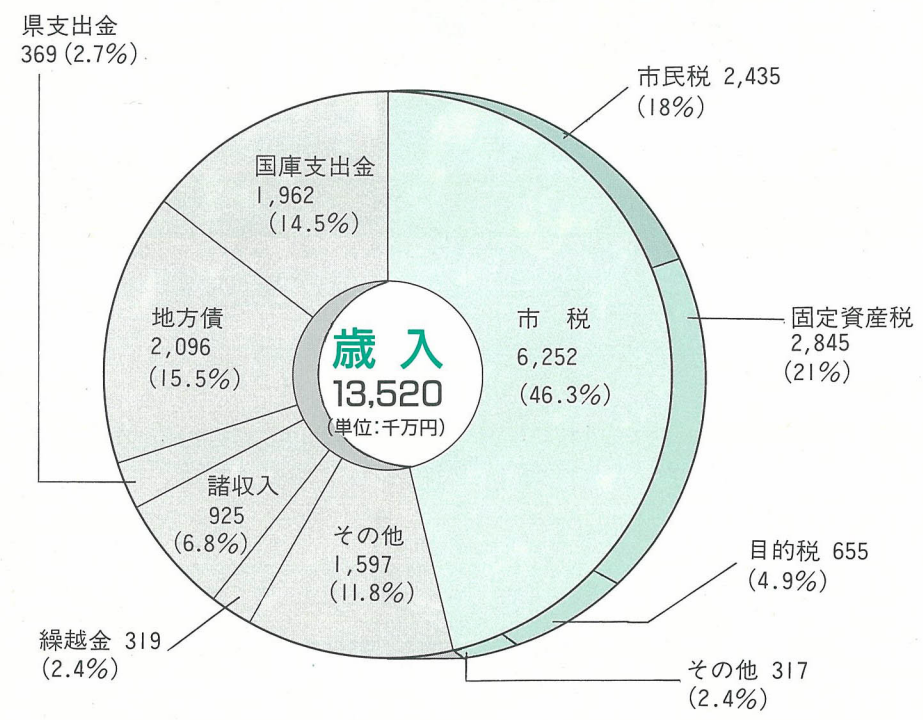
市の財政事情

6年度決算の概要

昨年12月1日から開かれた第4回定例市議会にて、6年度の決算が認定されました。

今回は、この6年度の決算(普通会計・特別会計から国民健康保険、水道、下水道などの公営事業的なものを除き、一般会計と合算したもの)の概要についてお知らせします。

(数字は概数)



市民一人当たりの市税は

147,928円

市民一人当たりに使った金額は

312,128円

健全財政を堅持

6年度は、歳入が1,352億円、歳出が1,319億1,000万円となり、差し引き32億9,000万円の黒字となりました。

これを形式収支といいます。

この形式収支の中には、翌年度に繰り越した事業の財源11億1,000万円が含まれています。

ので、これを差し引いた実質収支は21億8,000万円の黒字となり、前年度(20億1,000万円の黒字)に引き続いて健全財政を保つことができました。

市税は伸び悩み

歳入の主な内訳を見ると、主財源の中心となる市税が全体の46.3%(625億2,000万円)を占め、そのうち固定資産税と市民税の合計額が市税全体の84.5%(528億円)となっています。

この市税を前年度と比較すると、土地の評価替えなどで固定資産税が5.1%増加し、軽自動車税、市たばこ税なども前年度並みに伸びていますが、景気対策として実施された特別減税措置の影響による個人市民税の11.3%という大幅な落ち込みが大きく、市税全体としては、1.4%の減少となっています。

投資的経費が歳出の34.2%

歳出では、国の総合経済対策など特殊要因のあった前年度に比べると、投資的経費(普通建設事業など)の伸びは2%にとどまっていますが、引き続き景気浮揚策を講じながら、国の公共事業の受け入れや地方単独事業に積極的に取り組んだ結果、総額で451億円となり、歳出全体の34.2%を占めています。

これは、各種公共施設の建設や生活環境の整備など、快適で住みよいまちづくりに使われた経費です。

地方の時代の都市づくりに向けて

6年度は、引き続き健全財政を維持できましたが、現在の経済情勢はなお厳しい状況にあり、市の財政事情も決して楽観できる状況ではありません。

21世紀の大分を展望するとき、懸念となっていました大分駅周辺総合整備事業が着工となり、すし、中核市への移行も間近に控えるなど、これまでも増して地方独自の発想による主体的な都市づくりが求められています。

こうした中で、確実に進行する高齢化社会への対応など行財政需要はますます多様化、増大の傾向にあり、財政運営は今後一段と厳しくなることが予想されます。

これからも、市民一人ひとりの幸せを原点に、中・長期的展望に立った財源の重点的、効率的な配分による諸施策の充実を図りながら、食糧費をはじめ徹底した経費の節減に努め、健全財政を堅持し、市民生活の安定と向上を基本とした魅力ある都市づくりを進めてまいります。

▼問合せ先 財政課 (☎ 246 1111 内線 1211) へ。

6年度に行った主な事業



- 豊府小学校や明野中学校などの屋内運動場を整備
- 投票所となる小・中学校の体育館に身体障害者用のスロープを設置
- 戸次本町街並みゆとり広場の建設に着手
- 最新消防緊急通信指令システムを導入
- 市民いこいの家にエレベーターを設置

- 市営陸上競技場、南大分スポーツパークに夜間照明を設置
- グレードアップ事業として市営温水プールを全面改修
- ジャングル公園のリフレッシュ事業に着手
- 高尾台地区で住居表示を実施
- 特定公共賃貸住宅「ベルビュ賀来」の建設





市県民税の 3月

～この社会あなたの税が～

■白色申告者の事業専従者控除額の改正

	改正前	改正後
配偶者	80万円	86万円
配偶者以外	47万円	50万円

■土地などに係る長期譲渡所得の税率の改正

	改正前	改正後
市民税	一律6%	譲渡所得金額4,000万円以下の部分 5.5% 4,000万円超の部分 6%
県民税	一律3%	譲渡所得金額4,000万円以下の部分 2% 4,000万円超の部分 3%

※特別減税について

現在、地方税法の改正（特別減税の実施や均等割額の変更など）が検討されています。

8年度分の市県民税については、7年度分に準じて個人市県民税所得割額の15%相当額（2万円を超える場合は、2万円を限度とする）を控除する特別減税の実施が検討されています。

■控除が受けられる所得限度額の改正

	改正前	改正後
配偶者控除・扶養控除	35万円	38万円
勤労学生控除	62万円	65万円

■配偶者特別控除（適用区分・控除額）の改正

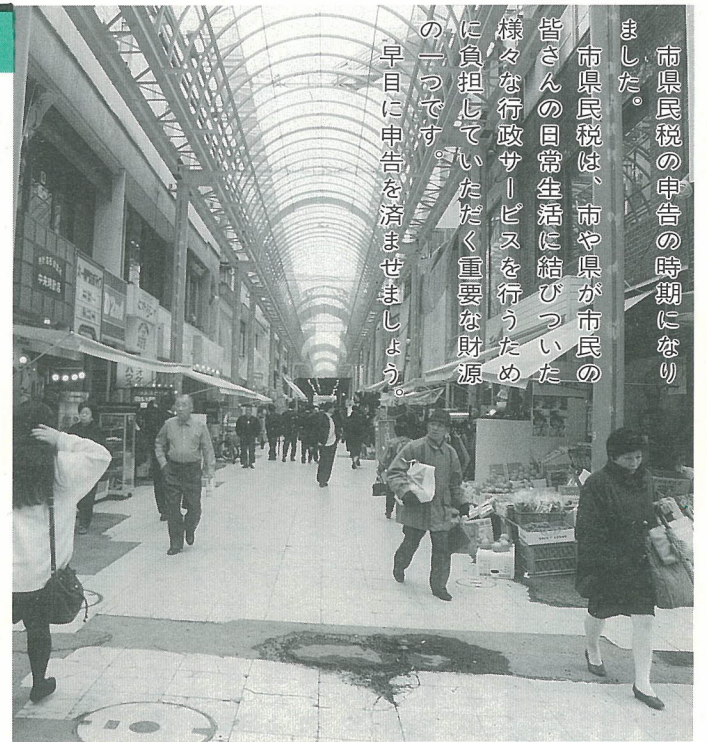
配偶者の所得	控除額	配偶者の所得	控除額
～99,999	330,000	380,001～449,999	330,000
100,000～149,999	280,000	450,000～499,999	310,000
150,000～199,999	230,000	500,000～549,999	260,000
200,000～249,999	180,000	550,000～599,999	210,000
250,000～299,999	130,000	600,000～649,999	160,000
300,000～349,999	80,000	650,000～699,999	110,000
350,000～379,999	30,000	700,000～749,999	60,000
380,000	0	750,000～759,999	30,000
		760,000～	0

（単位：円）

市県民税の主な改正について

申告は 15日までに

～いきている～



市県民税の申告の時期になりました。
市県民税は、市や県が市民の皆さんの日常生活に結びついた様々な行政サービスを行うために負担していただく重要な財源の一つです。
早目に申告を済ませましょう。

申告をしななければならない人は

申告書の提出期限と受付場所

3月15日までに市民税課または

◎平成8年1月1日現在、大分市に住所があり、平成7年中（平成7年1月1日～12月31日）に所得のあった人
◎平成8年1月1日現在、大分市に住所はないが、大分市に事務所、事業所、家屋敷のある人
ただし、次の人は、申告をする必要がありませんが、申告書が届いた人は、必ず必要事項を通信欄に記入のうえ提出してください。
①給与所得のみで、すでに勤務先から大分市に給与支払報告書が提出されている人
②税務署に確定申告をする人
※給与所得者で農業、配当、不動産などの給与以外の所得が20万円以下の人は、所得税では確定申告をする必要がありませんが、市県民税は必ず申告をしなければなりませんのでご注意ください。
※農業所得調査書を提出した人で、農業所得以外の所得や所得控除がある人は、必要事項を記入のうえ申告してください。

申告相談をご利用ください

◎市民税課
▷期間 2月16日（金）～3月15日（金）
▷時間 午前8時30分～午後5時
◎各支所（鶴崎・穂田支所は各資産税事務所）、明野出張所
▷期間 2月16日（金）～22日（木）
▷時間 午前9時30分～午後4時
※土曜日と日曜日は除きます。

申告をしなかったら困ること

は、各支所（鶴崎、穂田支所は各資産税事務所）、明野出張所で受け付けます。
申告をしななければならない人が申告をしないと、適正な課税ができないばかりか、次のような証明がとれまないので必ず申告してください。
①公営住宅の申し込みや、金融機関の融資などの手続きに必要な証明
②福祉年金、老人医療費、児童手当などの受給手続きに必要な証明
③社会保険の申請などに必要な証明

Q&A

～申告にあたって～

所得が全くない場合の申告は

Q わたしは、収入がなかったのですが、市県民税の申告書を送られてきました。

収入のない人は、どのような申告をすればいいのですか。

A 市県民税の申告書には、収入のなかった人にも記入していただく通信欄がありますので、そちらに記入のうえ提出してください。

市県民税の申告と確定申告の関係は

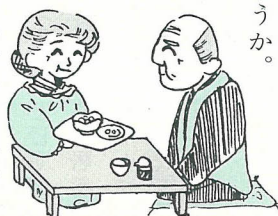
Q 毎年確定申告をしている者ですが、税務署に行ったところ、今年は所得税がからないので確定申告をする必要はないと言われました。

この場合、市県民税の申告は必要でしょうか。

A 所得税の確定申告をされた場合は、市県民税の申告は不要ですが、確定申告をする義務がない場合でも市県民税の申告は必要となります。

公的年金を受給している人の申告は

Q 公的年金のみで生活している人は、市県民税の申告が必要と聞いていたのですが、申告書が送られてきました。どうしてでしょうか。

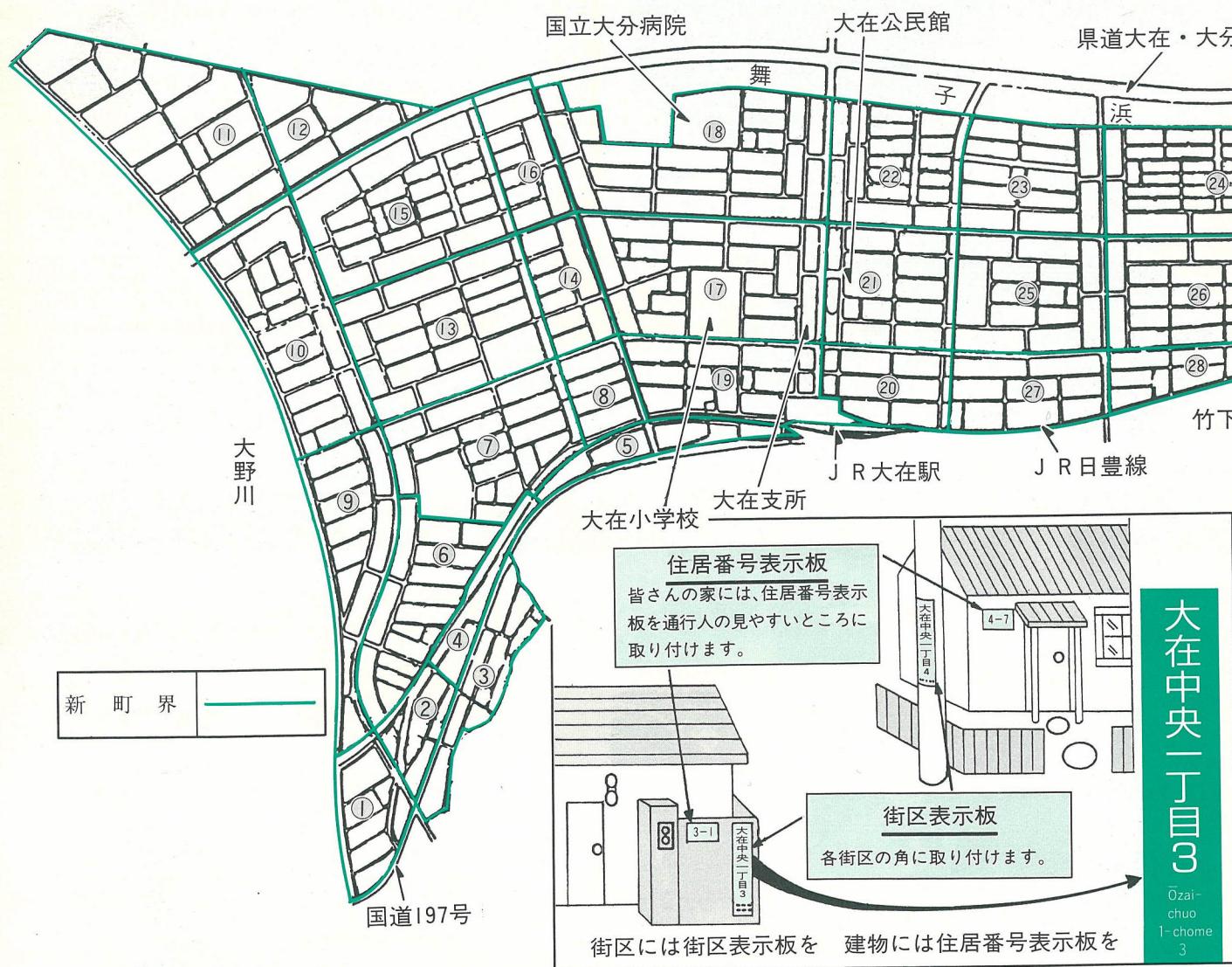


A 公的年金のみを受給されている人は、年金支払者が市町村へ支払額を報告しますので通常は申告は不要です。しかし、この年金支払報告書は、給与支払報告書と違い、社会保険料などの所得控除が記載されていないため、申告によって控除を受けないと市県民税が高く課税される場合があります。

このため公的年金のみで生活されている人で、市県民税が課税される可能性がある人には申告書をお送りして、所得控除を申告していただくことにしています。

▼問合せ先 市民税課（☎6111内線1244～1251）へ。

新住居表示図〈大在・坂ノ市（一部）地区〉



町名一覧表

町名	町名
1 志村一丁目	19 大在中央一丁目
2 志村二丁目	20 大在中央二丁目
3 庄境	21 政所一丁目
4 角子南一丁目	22 政所二丁目
5 角子南二丁目	23 汐見一丁目
6 花江川	24 汐見二丁目
7 角子原一丁目	25 大在浜一丁目
8 角子原二丁目	26 大在浜二丁目
9 須賀一丁目	27 竹下一丁目
10 須賀二丁目	28 竹下二丁目
11 青崎一丁目	29 横塚一丁目
12 青崎二丁目	30 横塚二丁目
13 大在北一丁目	31 王ノ瀬一丁目
14 大在北二丁目	32 王ノ瀬二丁目
15 大在北三丁目	33 恵比寿町
16 大在北四丁目	34 浜中
17 横田一丁目	35 久原北
18 横田二丁目	

土地、建物などの不動産の所有者の住所欄変更登記や、会社の所在地の変更登記は、各自で管轄する法務局で住所変更する必要があります。

しかし、住民票、印鑑登録、外国人登録、その他の公簿などの住所欄は、市で書き替えますので手続きは不要です。

2月10日から大在土地区画整理事業地区が新住居表示になります

新住居表示により、2月10日から、大在土地区画整理事業地区の町名が変わります。これで、公称住所（大字）と通称住所を使い分ける必要がなくなり、住所に関する混乱が解消されます。

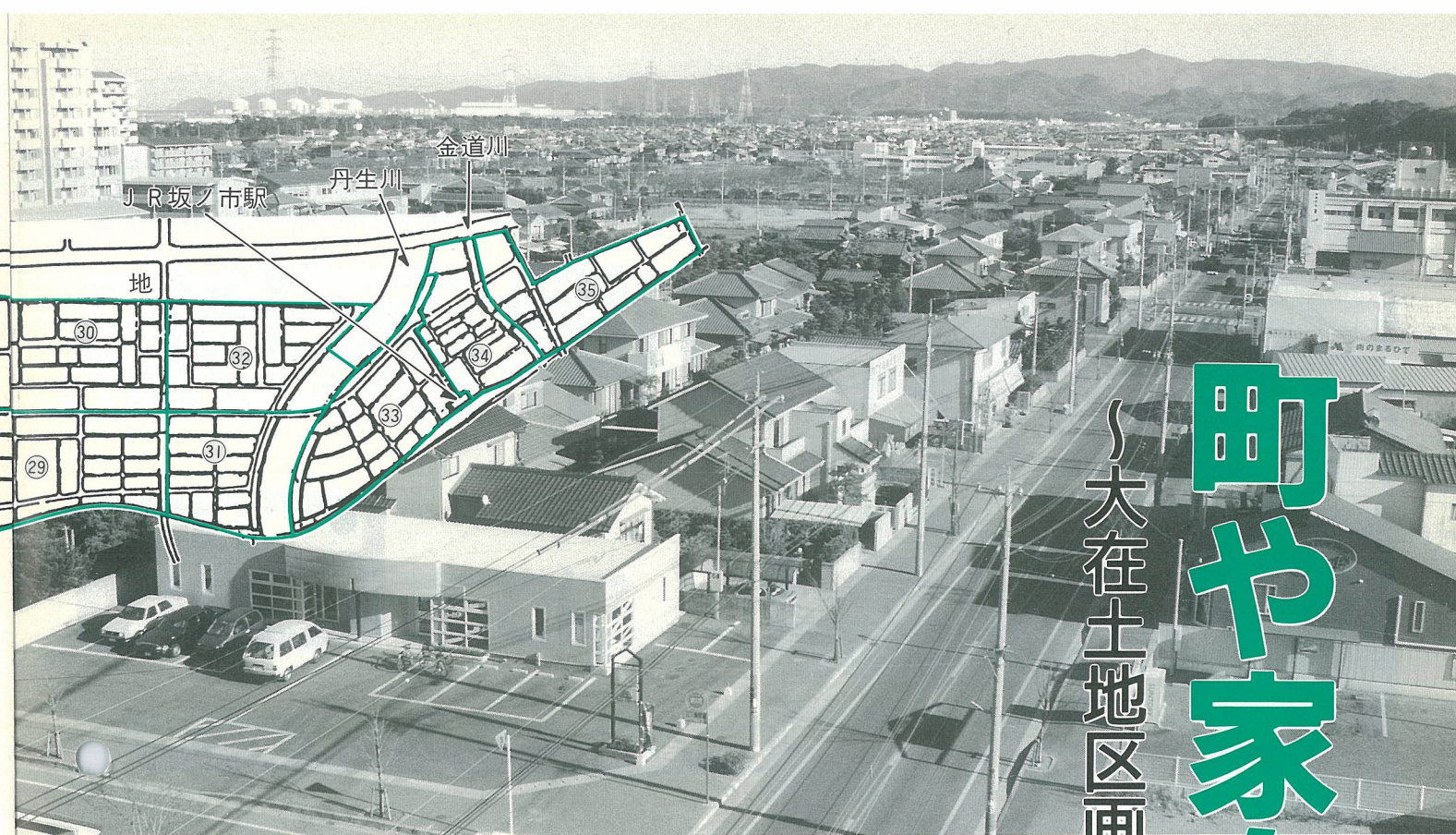
2月10日以降、この地区に郵便物や配達物を出すときは、新住所を使用してください。

実施後の手続き

また、この地区に住んでいる人（法人を含む）で、2月10日になっても住居番号決定通知書が届かない場合は、市民生活課へご連絡ください。

◎住所の表示方法（例）

- ・旧住所
公称：大分市大字政所〇〇番地
通称：大分市政所〇組
・新住所
大分市大在中央〇丁目〇番〇号



町や家を分かりやすく

大在土地区画整理地区が新住居表示になります

わたしたちが使っている住所には、大字および土地の地番で表す方法と、住居表示による表し方があります。しかし、大字はその境界が地形からは分りにくく、地番も順序よく並んでいません。

そこで市では、分りやすい住所にするため、住居表示制度により、住所の整理を継続して行っています。

今回は、住居表示制度と、2月10日から新住居表示になる大在地区を紹介します。

住居表示制度とは

大字の住所では、町の区域や土地の地番が現況の町並みからは分りにくいため、家を訪ねることができないことも多く、非常に不便です。また、このために通称町名が使われ、それぞれを使い分ける必要が生じるなど、住所が複雑になっています。

町を分かりやすく

そこで、分りやすい住所にするため、実施が可能な区域から現況の町並みに合わせて住居表示を行う必要があります。

市では、昭和38年から市街地の住所を新しい住居表示に変更してきており、現在では本市の約3分の1の世帯が住居表示された地区に住んでいます。

◎まず町界を決定します

町の区域は、分りやすいように現況の町並みに合わせて新たに定めることとなります。

この場合、道路、河川、鉄道の軌道敷など、恒久的なものを町の境界とします。

◎町名の決定

町の区域が決まれば、町名を付けます。町名には、歴史上由来のあるものや親しみのあるもの、語調の良いものを選び、常用漢字を用いることとします。

◎街区符号と住居番号の決定

町名が決まれば、一つ一つの街区（ブロック）には「番」（街区番号）を、また、その中の建物には「号」（住居番号）を付けます。

実施区域内に建物を新築したときは住居番号設定申請を

住居表示実施区域内では、住居番号以外の番号（土地の地番など）を住所として使うことはできません。住居番号は、係員が現地調査をして決定しますので、建物を新築（建て替えを含む）したときには、必ず住居番号設定申請をしてください。

申請をせずに、間違った住所で住民登録などをすると、手続きをやり直さなければなりません。

※詳しくは、市民生活課（☎ 34 6 1 1 1 内線 1 3 1 2）へ。



松下 修也 チェロコンサート
1月12日 平和市民公園能楽堂



佐野植物公園の2月の花 カリアンドラ



大山寺 火渡りの行



高崎山自然動物園



**冬休み親子
たこ作り教室**
1月7日 佐野植物公園

新観光ルートめぐり
1月7日 西大分地区



**第48回
成人記念集会**
1月15日 大分文化会館



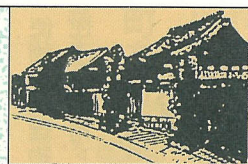
西鶴崎 馬場 ソノさん
100歳のお誕生日おめでとう



消防出初式
1月7日 平和市民公園多目的広場



歴史散歩
③



大分の「街道」③
～肥後街道～

肥後街道は鶴崎を起点として、萩原から津守、木上を通り、野津原町、久住町を経て、肥後国（熊本県）に入る街道です。

熊本藩では1601年（慶長6年）に、鶴崎や野津原など豊後国内に約2万3千石の領地を幕府から与えられました。中でも鶴崎は、熊本藩にとって瀬戸内海に臨む海の玄関口として重要な役割を果たし、藩の参勤交代船が入り出していました。

この鶴崎と熊本を結んだのが肥後街道で、この間の往来は片道5日間ぐらいかかり、その途中の久住や野津原にはお茶屋（宿場）が造られていました。ちなみに野津原町今市には石畳の道が残されており、また、鶴崎の劔八幡宮には、参勤交代で鶴崎港に帰港したきらびやかな熊本藩の船々を描いた絵馬が奉納されています。

ともに、参勤交代の様子を今に伝えている貴重な文化財です。



今も残る街道筋(大字戸口)



熊本藩船鶴崎入港絵馬



志村 翠さん

市内の各公民館では、いろんな講座や教室が開かれています。今回は、大分公民館で25年間にも及び茶道を教えている泉翠さんにお話を伺いました。

◎茶道との出会いは…
進学のため17歳で京都に行ったのですが、学校で習うことは違い、ずっと長く続けられる何かをと思い、「お茶」と「お花」、「短歌」をはじめたのがきっかけです。

◎今の活動は…
大分公民館で、地区の人を対象に教室を開き、さらに、週1回ですが、日本文理大学の学生の皆さんにも楽しく学んでいたいです。

◎教えていて感じることは…
お点前ができるようになることはもちろんですが、その人たちの出会いがあることです。お茶をたしなむ者同士、心が通じ合うものがあり、会話も楽しく時間がたつのを忘れるほどです。今ではわたし自身の生きがいの一つとなっています。

また、教室がある日は、準備



暮らしの
情報

お知らせ

確定申告は正しくお早めに

平成7年分の所得税の確定申告期間は、2月16日から3月15日までです。また、贈与税の申告期間は、2月1日から3月15日まで、消費税(個人事業者)の確定申告期限は、4月1日までとなっています。

期限間近になると、受付窓口が大変混雑しますので、申告は早めに済ませてください。

▼所得税の確定申告をしなければならぬ人

① 商売をしている人、家賃や地代収入のある人、平成7年中の所得の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人

② サラリーマンで次に該当する人
○ 給与以外の所得が20万円を超える人
○ 給与の収入額が2,000万円を超える人
○ 2カ所以上から給与を受けている人

▼消費税の確定申告をしなければならぬ人 平成5年分の課税売上高が3,000万円を超

今できることは…
～市立エスペランサ・コレジオ学生募集～

年齢や職業の違う多くの若者が、アフターファイブを利用して、職業や家事に関する知識や技能を習得できるエスペランサ・コレジオ(希望のある学校の意)で学習しています。仕事に関する知識・技術やライセンスを取得することによって高い評価を得ています。

また、生活をおもしろく、豊かにするスポーツや文化活動を通して、仲間の輪を広げています。

今の生活に変化を求めて、エスペランサ・コレジオで学習してみませんか。あなたの勇気は、楽しく充実した生活と変化した自分を発見する第一歩です。



楽しみながら技術の習得
〈被服、調理、着付、手芸〉



資格を取得しませんか
《自動車、簿記、電気、ワープロ》

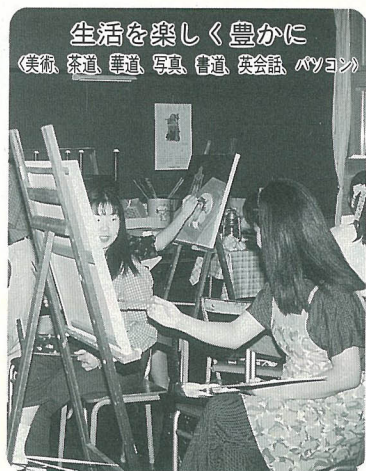
募集要項

- ▷ 対象者 市内に居住するか、市内の事業所に勤務するおむね29歳以下の人
- ▷ 期間と時間 4月～9年3月 午後7時～9時
- ▷ 授業料 無料 ▷ 申込期限 3月8日(金)
- ▷ 申込方法 入学申込書を提出後、職員の面接があります。(土・日・祝日を除く午後3時から8時30分)
- ▷ 申込み・問合せ先 市立エスペランサ・コレジオ(東鶴崎一丁目1番5号☎②3412)へ。

区分科	コース	学習日	募集人数	学習内容	性別
職業専門コース	自動車	火・木	30人	整備・溶接・危険物	男女
	1種電気工事士	月・水	30人	1種電気工事士	
	電験3種	火	20人	理論・法規	
	2種電気工事士	木	30人	2種電気工事士	
商業	簿記3級	月・水	30人	日商3級	
	簿記2級	火・木	30人	日商2級・全商1級	
家政	被服	火・木	25人	洋裁	
	調理	水	42人	和・洋・中華	
パソコン	ワープロ中級	月・水・木	20人	ベーシック	
	ワープロ初級	月・水・木	20人	ワープロ2級	
	ワープロ初級	月・水・木	20人	ワープロ3級	
趣味コース	茶道	月・月・月	各25人	趣味や個性の伸長を図ります。	
	書道	月・月・月			
	華道	月・月・月			
	美術	月・月・月			
教養コース	英語	火・水・木	各25人	研修、スポーツ・レクを通してのふれあいや若者としての可能性を探る広場です。	
	英語	火・水・木			
教養コース	英語	金	各25人	研修、スポーツ・レクを通してのふれあいや若者としての可能性を探る広場です。	
	英語	金			



ふれあいを通して自己啓発や能力開発
〈教養コース、レオクラブ〉



生活を楽しむ豊かに
〈美術、茶道、華道、写真、書道、英会話、パソコン〉

変化した生活

わたしは、自分のブランドの洋服を作ることを目的に入学しました。

この学校は、自分の生活をおもしろく、豊かにするための学習だけでなく、仲間との交流を通して、人間として幅を広げることが出来ます。また、若者が今、一番悩んでいる対人関係もソフトに学習できます。

わたしも会社と家との往復の生活に変化が生まれ、生徒会長として、だれもが経験することができない何かを発見することができた一年でした。今しかできないこの時に、自分で何かを見つけに一歩踏み出してみませんか。



東 浜 住福美和子さん

える人

◎ 確定申告相談

▼ 期間と時間 2月16日～3月15日 午前9時～午後4時(ただし、土・日曜日は除く)

▼ 場所 大分税務署1階 ▼ その他 ①来署案内を受けた人は、指定日においでください。

② 駐車場が狭いので、なるべく車での来署は控えてください。※ 詳しくは、大分税務署(☎③4171)へ。

国民健康保険税、国民年金保険料は所得から控除されます

平成7年中に納付した国民健康保険税および国民年金保険料は、確定申告のとき、社会保険料控除の対象となります。

▼ 納付額 ① 国民健康保険税：領収書で確認してください。

② 国民年金保険料

種別	定額保険料	定額保険料 + 付加保険料
毎月払いで完了した人	13万8,600円	14万3,400円
4月に納付した場合	13万7,010円	14万1,690円

※ 過年度分を納付している場合は、その金額も控除されます。

▼ その他 納付額が分からない人には、納付額確認書を発行します。国民健康保険課または国民年金課、各支所、明野出

張所(国民健康保険税については東部・西部資産税事務所でも発行)で手続きをしてください。

▼ 問合せ先 国民健康保険課(内線1351)または、国民年金課(内線1361)へ。

母子寮を存じますか

母子寮は、母子家庭の母と子が入所し、生活の安定と向上を図っていく児童福祉施設です。母子寮では、1世帯1母子室が確保され、母親は職場に、児童は学校や保育所に通い、明るく楽しい生活が送られるよう運営されています。

また、誕生会や餅つき大会などの行事や習字教室、母親対象の教養講座も行っています。

▼ 入所対象者 配偶者のいない女性、またはこれに準ずる事情のある女性で、その人が世話をし、保護する児童の福祉に欠けることがあると認められる場合

合 母 子 室(6畳、4畳半、台所、トイレ、ベランダ)、集会室、体育室、浴室 ▼ 所在地 南春日町4番40号 ▼ 問合せ先 社会課(内線1420)、母子寮(☎④9502)へ。

平成8・9年度物品購入・各種業務委託などの入札参加資格登録申請は2月13日までに 平成8・9年度に市が発注す

る物品の購入、製造の請負、印刷、自動車の修理、市施設および施設に付随するものの各種管理業務委託などの入札参加資格登録申請を2月13日まで受け付けていますので、早めに申請を済ませてください。

※ 詳しくは、管財課(内線1223)へ。

横尾土地地区画整理事業計画書をお見せします(第2回変更)

▼ 期間と時間 2月7日～20日 午前8時30分～午後5時

▼ 場所 横尾土地地区画整理事務所(横尾2483番地 ☎④4377) ▼ その他 この事業計画に意見のある人は、3月5日までに知事へ意見書を提出することが出来ます。(区画整理課)

母子・寡婦福祉資金貸付金制度をご利用ください

母子家庭および寡婦の経済的自立とその児童の福祉の向上のため、各種資金の貸し付けを行っています。

▼ 対象者 ① 母子家庭の母親で20歳未満の児童を扶養している人 ② 父母のいない20歳未満の児童 ③ かつて母子家庭の母であった人(寡婦) ④ 子を扶養していない寡婦および40歳以上の配偶者のいない女子(所得制限があります)

▼ 種類

児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合		児童扶養手当の 一部支給 停止額の場合	
---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--

保 健

胃がん検診 (1,000円)

▶対象者 40歳以上の市民 ▶受付 午前9時～11時
▶持参品 健康手帳 ▶その他 ①前夜10時から食事、水、茶などを一切とらないこと。②金具、ボタンなどのない衣服を着用。③他校区の人でも受診可。

月 日	場 所	校 区
2／7(水)	牧 公 民 館	東大分
2／8(木)	東 大 分 公 民 館	
2／19(月)	判 田 中 学 校	判 田
2／20(火)	ひばりヶ丘公民館	
2／21(水)	J A 判 田 支 所	

子宮がん検診 (900円)

▶対象者 30歳以上の市民 ▶受付 午後1時～2時30分 ▶持参品 健康手帳 ▶その他 他校区の人でも受診可。

月 日	場 所	校 区
2／8(木)	敷戸新町2区第9集会所	鴛 野
2／9(金)	鴛 野 小 学 校	
2／13(火)	ひばりヶ丘公民館	判 田
2／14(水)	判 田 中 学 校	
2／15(木)	J A 判 田 支 所	松 岡
2／16(金)	松 岡 校 区 公 民 館	
2／19(月)	竹 中 校 区 公 民 館	竹 中
2／20(火)	上 戸 次 小 学 校	

※胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診の喀たん検査を受ける人で、①老人医療受給者証、②生活保護診療依頼証を持っている人は無料ですので、ご持参ください。③市民税非課税世帯の人は、受診日の前日まで保健衛生課(内線1553)へ。

結核・肺がん検診、基本健康診査、健康相談会

▶対象者 ○結核検診…15歳以上の市民 ○基本健診…35歳以上の市民 ○肺がん検診…40歳以上の市民
○喀たん検査(希望者)…50歳以上の人で喫煙指数(1日のたばこ本数×喫煙年数)が600以上の人、40歳以上で最近6ヵ月以内に血たんがあった人 ▶料金 無料(喀たん検査は800円) ▶その他 ①基本健診は、検診前の食事を抜くこと。②金具、ボタンなどのない衣服を着用。 ▶持参品 問診票、健康手帳

◎明野校区・市内全域検診日程

月 日	自 治 区	場 所	時 間
2／15(水)	池の平・九築団地	池の平集会所	午前9時30分～11時15分
	東原・則小池	東原公民館	午後1時～2時
2／16(金)	高城台	高城台公民館	午前9時30分～11時15分
	高城団地	高城団地公民館	午後1時～2時
2／19(月)	明野さつき町・明野旭町	明野さつき町集会所	午前9時30分～11時30分
	明野日の出	明野日の出地区公民館	午後1時30分～2時30分
2／20(火)	明野緑町	白菊会館	午前9時30分～11時30分
	明野西町		午後1時～2時
2／21(水)	明野南町	明野アクロス(ひまわりホール)	午前9時30分～11時30分
	明野元町・明野東町		午後1時～2時30分
2／22(木)	明野北町・天然町ほか明野全域	明治明野公民館	午前9時30分～11時30分
			午後1時～2時
2／23(金)	明野高尾・パークシティ明野	明野高尾第一公民館	午前9時30分～11時30分
2／27(火)	市内全域	大分県地域成人病検診センター(アルメイダ病院そば)	午後1時～2時30分
2／28(水)			

結核・肺がん検診 (無料)

レントゲン検診のみです。ただし、すでに7年度の検診を受けた人はご遠慮ください。

月 日	校 区	場 所	時 間
2／27(火)	城南	城南小学校	午前9時30分～9時45分
	荏 隈	社会福祉センター	午前10時30分～10時45分
	南大分	南大分公民館	午後1時～1時30分
2／28(水)	豊 府	古 国 府 公 民 館	午前9時30分～9時45分
	明 野	明 野 ア ク ロ ス (スカイプラザ)	午前10時30分～11時

お母さん教室 (無料)

▶対象者 妊婦 ▶場所 市金池会館 ▶時間 午後1時30分～4時 ▶持参品 母子健康手帳 ▶その他 1シリーズは6回で、途中からでも受けられます。

	月 日	内 容
第1回	2／9(金)	映画、妊娠中の生理と保健
第2回	2／16(金)	母と子の歯の健康、妊娠中の栄養
第3回	2／23(金)	分べんの準備と分べん、呼吸法

乳児健康診査 (無料)

(測定、内科診察、相談) ▶受付 午後1時30分～2時30分 ▶その他 対象年齢外、指定地区外の人のご遠慮ください。 ▶持参品 母子健康手帳

月 日	地区	場 所	対 象 者
2／22(木)	大 分	市 金 池 会 館	平成7年7月生まれ

1歳6ヵ月児健康診査 (無料)

(測定、内科診察、歯科診察、相談) ▶受付 午後1時30分～2時30分 ▶持参品 母子健康手帳

月 日	地区・校区	場 所	対 象 者
2／20(火)	金池・長浜・住吉・中島 春日・大道・西の台・南大分 城南・荏隈・八幡・神崎 豊 府	市金池会館	平成6年7月生まれ
2／21(水)	舞鶴・津留・桃園・日岡 滝尾・森岡・東大分・明野北 明野東・明野西・荷揚		

3歳児健康診査 (無料)

(測定、尿検査、視聴覚検査、内科診察、歯科診察、相談) ▶持参品 母子健康手帳 ※対象時期以前に生まれた未受診者も受診可。

月 日	地区	場 所	対 象 者	受付時間
2／13(火)	植田	植田公民館	平成4年9月～10月生まれ	午後1時～2時
2／20(火)・27(火)	大分	大分保健所	平成4年10月生まれ	午前9時～11時

県病健康教室 (無料)

▶日時 2月20日(火) 午後1時～ ▶場所 県立病院3階講堂 ▶内容 耳鼻いんこう科とがん ▶講師 堀文彦氏(耳鼻いんこう科部副部長) ▶問合せ先 保健衛生課(内線1556)へ。

在宅者機能回復訓練事業をご利用ください (無料)

脳卒中の後遺症やその他の病気により身体の機能が低下している人に対し、機能を回復、維持するための訓練を行い、日常生活の自立を目的とします。

▶対象者 ①市内に居住する40歳以上で、身体の運動機能に障害のある人 ②医師が通所により機能回復訓練の効果が期待されると判定した人 ▶場所 ①清流苑(川添) ②百華苑(坂ノ市) ③清静園(竹中) ④玉光苑(植田) ▶内容 各種運動療法器具などによる訓練(週1～2回程度) ▶訓練期間 訓練開始から1年間 ▶その他 訓練場所まで送迎 ▶申込み・問合せ先 保健衛生課(内線1554)へ。

大分駅周辺総合整備における都市計画の案をお見せします

▼縦覧期間 2月2日～16日
▼縦覧場所 県知事決定に係るもの：市都市計画課および県都市計画課
市決定に係るもの：市都市計画課
▼内容
★県知事決定
①大分都市計画土地区画整理事業の決定
●大分駅南地区において約49・6畧の土地区画整理事業区域を決定する。
②大分都市計画都市高速鉄道の決定
●JR日豊本線 大字生石字西ノ牧一丁目の区間において連続立体交差事業関係の決定をする。
●JR久大本線 上野丘東ノ要町の区間において連続立体交差事業関係の決定をする。
●JR豊肥本線 大字下郡字下つるノ要町の区間において連続立体交差事業関係の決定をする。
③大分都市計画道路の変更
●3・2・5号生石下郡線に付属している大分駅前広場の区域を変更する。
●3・3・13号中島三芳線において錦町三丁目ノ元町の間の幅員および構造形式を変更する。
●3・3・16号春日浦戸次線において大道町一丁目付近の構造形式を変更する。
●3・4・20号駄の原春日線の名

称を3・4・20号田室町春日線に変更し、起点および延長を変更する。
●3・4・21号県庁前古国府線において金池町一丁目付近の構造形式および一部幅員を変更する。
●3・4・27号新大道南春日町線の名称を3・4・27号東大道南春日町線に変更し、起点、延長、日町線に変更し、起点、延長、および一部幅員を変更する。
●3・4・28号庄の原佐野線において王子西南町付近の構造形式を変更する。
●3・3・31号大分駅裏南大分線の名称を上野丘南大分線に変更し、起点、幅員、延長の変更、およびそれに付属している駅前広場を廃止する。
●3・1・87号大分駅上野丘線(10号道路)を新たに加え、起点側に駅前広場を設ける。
●3・4・88号末広東大道線を新たに加える。
●3・3・89号金池桜ヶ丘線を新たに加える。
●3・4・90号要町東西線を新たに加える。
●3・4・91号末広東西線を新たに加える。
●3・3・92号大道金池線を新たに加える。
④大分都市計画公園の変更
●6・4・4号元町運動公園の名称を4・4・1号元町公園に変更し、種別、区域の変更をする。

★市決定
①大分都市計画道路の変更
●3・5・32号東新町新中島線の名称を3・5・32号六坊新中島線に変更し、起点、延長を変更する。
●7・7・125号高架側道南生石線を新たに加える。
●7・7・126号高架側道田室町線を新たに加える。
●7・7・127号高架側道元町線を新たに加える。
●7・7・128号高架側道顕徳町線を新たに加える。
●7・7・129号高架側道六坊1号線を新たに加える。
●7・7・130号高架側道六坊2号線を新たに加える。
●7・7・131号高架側道上野町線を新たに加える。
●7・7・132号高架側道下郡線を新たに加える。
②大分都市計画公園の変更
●2・2・7号小鹿児童公園において一部区域を変更する。
●2・2・11号新大道児童公園を廃止し、2・2・11号金池南街区公園を新たに追加する。
※意見書を提出できます。
計画案について、大分市の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、県知事決定に係るものについては県知事に、市決定に係るものについては市に、意見書を提出することができま

▼問合せ先 市都市計画課(内線1812)へ。

移動図書館巡回日程

月 日	場 所	時 間
2月22日(水)	光吉台クラウン 小島郵便局前 つるさき陽光台 桃園公民館 判田中学校横 川床公民館	午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分
2月21日(水)	東野台公民館前 雄城台住宅地中央公園 森岡校区公民館 田原公務員宿舎 曲八幡神社前広場 小野鶴新町寿公園横 胡麻鶴 敷戸北町県営第四集会所	午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分
2月20日(火)	羽屋公園 国分新町菊屋商店前 ニユー敷戸 敷戸南町市営集会所 敷戸新町広場 滝尾公民館 タキオ保育園クラウンド 敷戸南町市営集会所	午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分
2月16日(金)	西大分フジボウ住宅広場 大分西部公民館 三ヶ田町ボウリング場 三ヶ田町ボウリング場 三ヶ田町ボウリング場 三ヶ田町ボウリング場 三ヶ田町ボウリング場	午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分
2月15日(木)	机張原(森田商店前) 庄ノ原公民館 光吉新町集会所 坂ノ市支所 明野東一丁目N121住宅横 宗方公民館 椿ヶ丘ショッピングセンター 宗方公民館	午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分
2月14日(水)	八幡公園 明野西一丁目白菊会館前 賀来桑原くすりのみよし駐車場 深河内(協和自動車教習所西) 寒田ショッピングセンター 御幸町公民館駐車場 上白木第一公民館 松が丘第一公民館	午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分
2月9日(金)	神崎小学校 下白木公民館 日岡中央公民館 緑が丘団地(中央商店街駐車場) 葛木神社前 明野さつき町集会所 久土公民館 上春日町県営住宅 久土公民館 敷戸西町第一集会所	午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分
2月8日(木)	八ヶ久保 東上野中央公民館 敷戸西町第一集会所	午前10時50分 午前10時50分 午前10時50分

わが家のフォトライブラリー〈乳幼児シリーズ⑪〉

市報おおいた

2月1日号 (毎月1日・15日発行)

編集と発行

大分市秘書広聴室 広聴広報課

(〒870 荷揚町2番31号 ☎6-111)

印刷 極東印刷紙工株式会社

この市報は古紙再生紙を使用しています



明野東
工藤 歩ちゃん



森 町
山下 祐希ちゃん



緑が丘
吉田 昂ちゃん



花津留
江上 貴昭ちゃん



牧
川野 彩華ちゃん



ふじが丘
富岡 大貴ちゃん



南下郡
緒方ちはるちゃん



明野南
松尾知茂ちゃん・重茂ちゃん



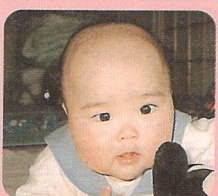
三 佐
三島 翔太ちゃん



大津町
甲斐 一毅ちゃん



猪 野
西村 嘉朗ちゃん



王子西町
東村 知実ちゃん



天然町
村山 聡也ちゃん



角子原
平野 祥子ちゃん



ゆめが丘
阿南 学ちゃん



向原東
横山 拓哉ちゃん



萩 原
小野末紗子ちゃん



高 崎
今村健太郎ちゃん



ひばりヶ丘
油布 誠也ちゃん



豊 饒
浦川 憲太ちゃん

交通安全標語 合流は 笑顔でゆずって 交替に

大分市テレビ広報

フレッシュおおいた

TOS 午前7時～7時15分

2月3日(土) 天高く、風と遊ぶ



～豊の国たこあげ大会～
手づくりたこが大集合。1月28日に行われた「豊の国たこあげ大会」におじゃまして、たこあげに奮闘する人々の楽しい1日をレポートします。

2月10日(土) 清掃工場は眠らない



～東部清掃センター～
24時間働き続ける清掃センター。今回は、東部清掃センターの1日をレポート。併せてゴミ資料展示コーナーなどを紹介します。



りが行われ、ほのかな梅の香りのなか、野だてや琴演奏、臥龍梅太鼓、吉野棒術、佐柳獅子舞などが行われます。ぜひ、ご家族おそろいでお出掛けください。

吉野地区の杉原に吉野梅園があります。この園内には、約500本の梅が植えられ、特に、枝ぶりが伏した龍に似た臥龍梅と呼ばれる木が有名です。見ごろは、2月中旬から3月上旬。例年満開は20日過ぎですが、今年は雨が少なく1週間ほど遅れる見込みとか。2月18日(日)には、吉野梅まつりが行われ、ほのかな梅の香りのなか、野だてや琴演奏、臥龍梅太鼓、吉野棒術、佐柳獅子舞などが行われます。ぜひ、ご家族おそろいでお出掛けください。

吉野校区
吉野梅まつり



編集子ひとこと

◎約20年ぶりにあった同窓会でのこと。懐かしい顔に白髪がぼつぼつ。変わりないのは、恩師や友の癖。20年前の恋心を告白した仲間もあり、思い出話に花が咲き、忙しい日々の中、久しぶりに青春時代に帰った一日でした。…(関) ◎春の予感に心ときめく2月。だれもが、身を締め街を歩いているときも、植物たちは早くも春をふくらませています。梅の花も咲きはじめ、18日には吉野で梅まつりが行われます。あなたも春を探しに出掛けてみませんか。…(牧)